

那覇市教育用ファイルサーバーのGoogleDrive移行業務委託に係る制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第4条第1項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 覚



1 入札に付する事項

- (1) 件名：那覇市教育用ファイルサーバーのGoogleDrive移行業務委託
- (2) 履行内容：別添「仕様書」のとおり
- (3) 契約期間：契約締結日～令和8年3月31日
- (4) 納期：令和8年3月31日
- (5) 最低制限価格：設定なし
- (6) 仕様書に示されている各種費用を全て含めて入札に臨むこと

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告日から開札日まで（要件ごとに基準日が定められている場合は、当該定められた基準日）の間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に定める者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、入札参加停止期間を経過していること。
- (3) 営業に関し法令上資格等を必要とする場合にあつては、それらの資格等を有していること。
- (4) 市町村税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のいずれにも該当すること。

ア 暴力団（那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号。以下「暴排条例」

という。)第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ)の関係者又は暴力団員(暴排条例第2条第2号の暴力団員をいう。以下同じ)でないこと。

イ 暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。

ウ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者であること。

(7) 沖縄県内に本店、支店又は営業所等を有していること。

(8) 別添「仕様書」の事業者要件を満たしていること。

3 契約条項を示す場所 本市ホームページに掲載

4 入札参加資格審査申請

制限付一般競争入札に参加しようとする者は、「(様式1)入札参加資格審査申請書兼入札参加申請書」に次に掲げる書類のうち必要な書類を添付し、「7 申請方法」に定める方法でこれを市長に提出しなければならない。ただし、本市法制契約課が管理する「令和6・7年度那覇市物品購入等入札参加資格者名簿」に登録されている者(以下「登録業者」という。)は、第3号から第14号までの書類の提出を免除する。

なお、公告に定める日までに申請書及び添付書類を提出しない者、又は入札参加資格要件を満たしていないことが確認された者は、当該入札に参加することができない。

【提出書類】

- (1) (様式1)入札参加資格審査申請書兼入札参加申請書
- (2) (様式2)入札保証金納付申請書
- (3) (様式3)取引実績表
- (4) (様式4)社屋(店舗)の写真等
- (5) (様式5)誓約書
- (6) (様式6)使用印鑑届
- (7) 印鑑証明書
- (8) 市町村税納税証明書(滞納のない証明書)
- (9) 消費税納税証明書(滞納のない証明書)
- (10) 財務諸表(貸借対照表、損益計算書)
- (11) 定款(法人のみ)
- (12) 登記事項証明書(法人:履歴事項全部証明書、個人:登記されていないことの証明)
- (13) 身分証明書(個人のみ)
- (14) 官公需適格組合証明書及び組合員名簿(官公需適格組合のみ)

(15) その他市長が必要と認める書類

※印鑑証明書や登記事項証明書等の各証明書は、提出する日までの1ヶ月以内に発行されたものを提出すること。

【留意事項】

- (1) 申請書・資料の作成、提出に係る一切の費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書及び資料は返却しない。
- (3) 提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外には使用しない。
- (4) 提出期限後における申請書及び資料の差し替え、再提出は認めない。

5 入札説明会 実施しない

6 質問の方法・回答

(1) 質問の方法

(別紙①)質問書に質問内容を記載し、メールで提出すること。メール送信後、必ず、確認の電話をすること。

(2) 質問期限

令和7年7月28日(月)正午

(3) 質問に対する回答

令和7年7月29日(火)午後5時までに、本市ホームページに回答を掲載する。

7 申請方法

(1) 申請期限：令和7年7月30日(水)午後5時

(2) 申請先：那覇市教育委員会 学務課 学校支援室

(3) 申請方法

① 登録業者

「(様式1)入札参加資格審査申請書兼入札参加申請書」及び「(様式2)入札保証金納付申請書」を事前にメールで提出し、確認を受けた上で持参又は郵送(必着)すること。

② 登録業者以外

「4 入札参加資格審査申請」で定める第1号から第14号までの書類を事前にメールで提出し、確認を受けた上で持参又は郵送(必着)すること。

※提出書類をメールで送信した場合は、送信後に必ず電話等により到達確認を行うこと。なお、メールサーバーの設定等により、当方に届かない事象が発生する可能性があるため、送信のみで提出が完了したものとはみなさない。

8 入札執行の日時及び場所等

(1) 日時：令和7年7月31日(木)午後4時00分

(2) 場所：那覇市役所6階 602会議室(那覇市泉崎1丁目1番1号6階)

(3) 入札時提出書類

ア 入札書（本市指定様式）

イ 代理人が入札する場合にあっては委任状（本市指定様式）

ウ 入札保証金の納付を証する領収書（写し）

※入札時までに入札保証金の納付を証する領収書（写し）を提出すること。未提出により、入札保証金の納付が確認できない場合は、入札に参加することはできない。ただし、那覇市契約規則第8条第1項第1号又は第3号の規定に基づき免除を受けた場合は、提出不要とする。

(4) 入札書の記載方法

入札書には、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。この金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（この金額に1円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）が契約金額となる。

9 契約締結後の要件

受注者は、契約締結後14日以内に次の事項を書面にて報告すること（様式は問わない）。

(1) 本業務の責任者 (2) 本業務を統括する管理者 (3) 本業務に従事する者

10 入札保証金に関する事項

入札金額の100分の5以上とする。ただし、那覇市契約規則第8条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合は、免除とする。免除を受ける場合、「(様式2)入札保証金納付申請書」に代え、以下のいずれかの書類を提出すること。

第1号：入札保証保険契約に係る保険証券の写し

第3号：本市又はその他の官公署との契約書の写し

11 契約保証金に関する事項

那覇市契約規則第30条第1項第9号の規定に基づき、免除する。

12 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 委任状を持参しない代理人がした入札

(3) 入札書が所定の日時まで提出されない入札

(4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札

(5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の者の代理をしてなした入札

- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 本市法制契約課に届出した住所、商号若しくは代表者名又は届出印と異なる内容が記載又は押印された入札書(ただし、既に株主総会や法人登記等でいずれかの変更が実質的に終了している場合は、その限りではない)
- (8) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (9) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (11) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (12) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (13) 再度入札(2・3回目の入札)の前の入札に不参加の者がした入札
- (14) 郵送による入札
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

13 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
 - (2) 同額の入札を行った入札参加者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。
 - (3) 落札者は、提示した契約書の内容で契約することを条件とする。
- ※本案件は、予定価格を非公表としている。1回目で落札しない場合、引き続き2回目、3回目の入札を実施するため、それを踏まえた上で、入札参加者で入札書を予め準備しておくこと。

14 その他

台風等により入札の執行が困難となった場合、開札日時の2時間前までに(様式1)「入札参加資格審査申請書兼入札参加申請書」を期限内に提出した入札参加予定者へ連絡する。延期後の日時は追って本市ホームページに掲載する。

15 お問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号12階

那覇市教育委員会 学務課 学校支援室

担当：富山、前田

TEL：098-917-2106

メール：johoshien@naha-c.nahaken-okn.ed.jp